

## 5 - 2 部分休業

### □ 概説

1. 任命権者（県費負担教職員については、市町村教育委員会）は、職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（「部分休業」という。）を承認することができる。  
(育休法第9条)
2. 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通して2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。  
(育児休業等に関する条例第10条)
3. 職員は、部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書をあらかじめ任命権者（県費負担教職員については、市町村教育委員会）に提出しなければならない。  
(育児休業等に関する条例施行規則第6条)
4. 部分休業をしている期間については、減額して給与が支給される。  
(育休法第9条)
5. 部分休業の承認は、次の場合にその効力を失う。
  - ・産前の休業を始めた場合
  - ・出産した場合
  - ・休職若しくは停職の処分を受けた場合
  - ・当該育児休業に係る子が死亡した場合
  - ・当該職員の子でなくなった場合
  - ・当該育児休業に係る子を養育しなくなった場合（部分休業の承認の取り消し）（育休法第9条）

### □ 手続書類

#### (1) 部分休業の承認請求

提出書類	提出先	提出部数	提出期限
部分休業承認請求書	学校長を経由して 市町村教育委員会へ	1部	出産後速やかに (裏面についてはその都度)

#### (様式部休1)

次項様式による